

## インドにおける不正競争の実態及び法制度

フェアトレード委員会\*

**抄 録** インドは世界第2位の人口（約10億人）を持つことから中国に次ぐ市場として注目され、多くの企業の進出もあり急速に経済が発展しています。しかしながら、インドにおける模倣品等不正競争の実態やそれを取り締まる法制度がどのようになっているかはあまり知られていません。そこで、当委員会はこれらに関して調査・研究を行い、得られた知見をQ&A形式でまとめました。なお、インドの法律の解釈・運用は不透明で流動的な側面があり、中にはインド訪問の際の特許庁、裁判所、商工会議所及び法律事務所等の回答者個人の一見解に過ぎず、必ずしも判例や法律に基づかない回答も含まれていますので、予めご留意ください。

### 目 次

1. 法制度の整備について
2. 模倣品の実態とその対策
3. 表示物の保護
4. 営業秘密の保護
5. おわりに

### 1. 法制度の整備について

**Q 1** インド特許庁の組織体制について教えてください。

**A 1** 特許登録関連の本局はコルカタにあり、他にムンバイ、デリー、チェンナイに支局があります。近代化プロジェクトとして、4ヶ所のオフィスを新築し、特許庁のキャパシティの増加や各種手続きの電子化や検索への対応を行いました。商標登録（Trade Mark Registry）関連の本局は、ムンバイにあり、支局はデリー、チェンナイ、コルカタの他、新たにアーメダバードにも開設され、現在上記5ヶ所の商標局があります。出願人は、夫々の局で商標出願の申請手続きが可能となっています。意匠は、上記どの局でも出願を受付けていますが、審査は全てコルカタ特許庁にて行われています。

**Q 2** 最近の特許等の出願動向について、教えてください。

**A 2** 特許出願は過去5年間で約5倍と増加し、意匠登録出願、商標登録出願も増加しています。

**Q 3** 産業財産権侵害は、親告罪あるいは非親告罪のどちらであるかを教えてください。

**A 3** 親告罪です。JIPAからインド商工省産業政策振興局に対して非親告罪化の要望をしましたが、模倣品に関与していない者を誤って逮捕しないことも必要との回答があり、非親告罪化には慎重な態度が示されました。

**Q 4** 知的財産権侵害に対する刑事罰の有無を教えてください。

**A 4** 「特許権の故意侵害では、刑事罰は認められないが、商標権侵害と著作権侵害では刑事罰が認められている」との回答をインド法律事務所から得ています。なお、特許意匠商標総務局の話ではfalse trademark（偽

\* 2006年度 Fair Trade Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

商標)をどう捉えるかにもよりますが、類似商標の使用については、刑事罰の対象外とのことです。

**Q 5** 知的財産権侵害の再犯者への重罰化を検討しているか教えてください。

**A 5** 「今後5年間で知的財産にかかわる法律の見直しを行う構想があり、それが整えば刑事罰なども整ってくると予想される」との回答をインド商工省産業政策振興局から得ています。

**Q 6** インドでは特許権侵害裁判はどこで行われているか教えてください。

**A 6** 「特許権侵害裁判は高等裁判所が第1審である。高等裁判所はデリー、コルカタ、ムンバイ及びチェンナイの4つの都市にあるが、知的財産関係訴訟については65%~70%がデリー高等裁判所に提訴されている。デリー高等裁判所では、知的財産専任の判事はいないが、判事数が、他の高等裁判所が4名であるのに比べ、6名いるので比較的早く審理される」との回答をデリー高等裁判所から得ています。

**Q 7** 高等裁判所における裁判は、判決までにどれくらいの期間を要しますか？

**A 7** デリー高等裁判所から「最高裁判所に上告されるような複雑な案件や複数の裁判が絡んでいる案件は3~5年位かかることはあるが、審理は提出証拠に基づいて行われるので両当事者が訴訟手続のルールに基づき1ヵ月位以内(最大90日)にアピールし、証拠提出を3~4ヵ月で行えば、1年くらいで終了することになる」との回答を得ています。

**Q 8** 裁判所は、原告が特許権の故意侵害を立証した場合には合理的ロイヤルティ額の2倍の賠償を認めるようですが、その根

拠は何か教えてください。

**A 8** 「商標の訴訟における判例法理で2倍賠償という考え方が既に成立されており、この考え方が特許訴訟においても適用されると考えられる」との回答をインド特許事務所から得ています。

**Q 9** 特許権侵害訴訟の時効について教えてください。

**A 9** インドの法律によると訴権が発生した日から3年以内に訴訟提起しなければならないと規定されています。(Indian Limitations Act THE SCHEDULE (PERIODS OF LIMITATION) [See sections 2 (j) and 3] FIRST DIVISION-SUITS part 10)

インド法律事務所の話をもとめると具体的には、以下のとおりとなります。

- (1) 特許出願が未登録のときに侵害を知った場合、登録後3年以内に訴訟提起しなければならない(弁護士見解)。
- (2) 特許出願の登録後に侵害を知った場合、侵害を知った日から3年以内に訴訟提起しなければならない(判例法)。
- (3) 訴訟を提起する日が、侵害を知った日から3年を経過している場合、訴訟提起が遅滞した合理的な理由を述べる必要があり、理由を述べない場合は、訴訟が拒絶される。(Indian Limitations Act 5)

**Q 10** 設計図面から作成した製品に、当該設計図面の著作権は及ぶのかどうか教えてください。

**A 10** インド法律事務所から「インドではそのような場合、著作権の効力は及ばない」との回答を得ています。

**Q 11** インドにおける商標登録出願の審査状況について教えてください。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

**A 11** 特許意匠商標総務局から「過去には、審査期間として、出願から登録まで5年以上を要していたが、最近では、審査を簡素化したことにより1年程度に短縮され、滞貨もなくなった」との回答を得ています。

**Q 12** 商標権のライセンシーは単独での差止めや損害賠償請求の提起が可能かどうか教えてください。

**A 12** インド特許事務所から「独占的(exclusive)ライセンスを付与されているライセンシーである場合は可能であるが、非独占的(non-exclusive)ライセンシーである場合は、契約により明確に訴権が与えられている場合を除き、認められない」との回答を得ています。

**Q 13** ライセンサーとしての商標権者が取得可能な損害賠償額は、ロイヤルティベースとライセンシーの受けた損害賠償額ベースのどちらで算出するのかを教えてください。

**A 13** インド特許事務所から「侵害者の得た利益をベースに判断されることが多い」との回答を得ています。

**Q 14** インドのマドリッドプロトコルへの加盟状況について教えてください。

**A 14** インドは未だマドリッドプロトコルに加盟しておらず、特許意匠商標総務局から「加盟を検討中であるが、国内法の整備が条件となるため、具体的な加盟時期については未定である」との回答を得ていましたが、2007年2月初めインド政府がマドリッドプロトコルへの加盟の計画を正式に発表しています。(Managing Intellectual Property (<http://www.managingip.com/>)の記事)

**Q 15** 商標に関するデータベースの公開予定について教えてください。

**A 15** 特許意匠商標総務局から「現在、商標のデータベースは検討中であり、今後出願商標、登録商標がインターネットで公開され、検索可能となる見込みである」との回答を得ています。

**Q 16** 意匠の登録公報の閲覧状況について教えてください。

**A 16** インドでは、2007年2月1日より、全ての登録済み意匠がインターネットで公開されています。

**Q 17** インドでも類似意匠制度はあるのですか？

**A 17** 先行的に提案した意匠と仕様や消費者ニーズ等によりマイナーチェンジされ最終的に実施された意匠とが互いに類似することが多く、それらを類似意匠としてまとめた権利として保護する制度がインドでもあります。日本と同様に同一出願人による類似する意匠を後日出願できます。(意匠法6条)

**Q 18** 類似意匠制度において、先願の意匠登録出願が公知となってしまった後で、類似の意匠登録が行えるか教えてください。

**A 18** 先願の意匠登録出願に係わる意匠が公知となっても、後願の類似の意匠登録出願がそれを理由に拒絶されることはありません。(意匠法6条)

**Q 19** インドには、部分意匠制度はありますか？

**A 19** インドには部分意匠制度はありません。しかしながら、「日本、韓国、欧米諸国で部分意匠制度を採用している状況を鑑みて、制度導入について検討している」との回

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

答をコルカタ特許庁本局から得ています。

**Q 20** 意匠の審査期間について教えてください。

**A 20** コルカタ特許庁本局の意匠審査官から「現在、意匠登録出願から意匠登録までの期間を6ヶ月とすべく対応中であり、意匠法に明文化することを検討中で、審査期間の延期は、上記6ヶ月の期間内に申請することによりさらに3ヶ月を限度として可能である。また、第1回目の拒絶理由通知は、意匠登録出願日から約1ヶ月半程度で行う」との回答を得ています。

## 2. 模倣品の実態とその対策

**Q 21** インドにおける模倣品の傾向について、教えてください。

**A 21** デリー警察等から得られた回答は以下のとおりです。

経済環境も激変し、インドでも知的財産権の侵害が増加しており、また、インドにおける模倣品は、著作物を除き、機械製品、ハイエンド製品などの多くはインド国外、主には中国からの輸入品であり、その他にマレーシアやバングラデッシュからの輸入品もあります。

インドは、国土が広いので、誰がどこで侵害しているかを発見することが困難であり、また、国外からの流入は、輸入されるルート（港湾、国境等）が多いことから、発見は更に困難です。また、模倣行為の手口が巧妙化・組織化しており、その流通経路も複雑です。更に、警察の取締りにより侵害地が都市部から周辺部に移っています。更にまた、FMCG（家庭製品）については、一から国内で製造するやり方から模倣品の部品をバラバラに輸入して国内で組立てるといったやり方へとシフトしています。

ほとんどの州の警察には、模倣品を取り締まる部門があり、州間の情報交換（コーディネーター）を可能にすべく検討を行っています。

**Q 22** インドにおける模倣品問題への対策について教えてください。

**A 22** 商工会議所連盟（FICCI：Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry）から得られた回答は以下のとおりです。

模倣品の被害の実態は、業種によって被害に多少の差はあるものの、大きな問題と認識されてきています。インド政府としては、インドの重要な産業である医薬品については重要視しています。また、インド企業としては、増えつつある商標法、意匠法違反には敏感になっており、積極的に模倣品の調査を行い、警察等の機関と連携をとって対策を講じています。特に、映画、音楽の分野でインド国民に対して啓蒙活動を行っています。しかしながら、その国土の広さから、模倣実態の把握と対策については未だ十分な状態にはありません。

**Q 23** 在印日系企業における模倣品対策の状況を教えてください。

**A 23** ジェトロ・ニューデリーセンターでは知的財産ワーキンググループ（WG）を設立し、効果的な模倣対策のあり方の検討や企業間の情報共有化を目的に活動しています。（メーリングリストとして37社が参画。2006年10月30日に第1回のWG（9社）を開催した。）

**Q 24** インドにおいて、模倣品などの侵害品を発見した場合、どのような対処が可能かを教えてください。

**A 24** 商工会議所連盟から「警察への申告又は裁判所への訴え（両方も可）の提起ができる。警察では、手入れ（raid）を行い、調査をした上で侵害品そのもの及びそれを製造する設備を押収することができる」との回答を得ています。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

**Q 25** 警察では、どのような知的財産権の侵害に対して捜査を行う権限があるのか教えてください。

**A 25** デリー警察の話では、著作権と商標権の侵害に対応する権限を有しているということでしたが、特許権や意匠権に対応する権限の有無に関しては、回答を得ていません。

**Q 26** 警察は、模倣品を没収する権限を有するのか否かについて、教えてください。

**A 26** 「警察は模倣品の没収権限を有するが、裁判所の命令が必要である。刑事訴追の場合の証拠保全は、裁判所の命令に従い、証拠保全申請から認可までに1ヶ月近くかかる」との回答をデリー警察から得ています。

**Q 27** 警察の模倣品摘発の実態を教えてください。また現在重点的に取り組んでいる製品分野は何でしょうか？

**A 27** 「デリー警察での過去の模倣品摘発の逮捕者は延べ1,190人（2007年1月16日時点）となっており、摘発品としては、ソフトウェア、CD、DVD、FMCG（家庭製品）、工業製品等が多くなっています。重点的に摘発に取り組んでいるのは、ソフトウェアです。その他FMCG（家庭製品）、工業製品（ハイエンド製品）についても問題視している」との回答をデリー警察から得ています。

**Q 28** 警察の模倣品取締り手続の概略について教えてください。

**A 28** 「権利者や民間代表者から地元の警察に申告があると、警察は、手入れ（raid）を行い模倣品を押収する。また、模倣品の輸入に対しても申告があれば摘発し、侵害品を押収する。なお、申告の際に、申告書類と共に証拠として模倣品の提出が必要である。」との回答をデリー警察から得ています。

**Q 29** 模倣行為への取締りの実効性を上げるために、警察に対してどのような働きかけをすればいいのか、教えてください。

**A 29** 「警察だけでは真正商品と模倣品の真贋判定が困難な場合もあるため、権利者若しくは代理人からの証言や真贋鑑定方法の提供等の協力を行っていくことが有効である」との回答をデリー警察から得ています。

**Q 30** 模倣品対策に関し、警察は他の機関（税関や特許庁等）とどのような連携をとっているか、教えてください。

**A 30** デリー警察から得られた回答は以下のとおりです。

- (1) 商工省の知的財産担当次官クラスが調整窓口となっており、税関、警察、特許庁、文部省著作権担当、IT省との間で不定期の会合を行っている他、各部署の担当者レベルにおいても定期的かつ頻繁な会合を行い、情報交換を密に行っています。
- (2) 人材開発省、法務省、財務省、インド商工会議所連盟（FICCI）、インド工業連盟（CII）とも連携を図っています。
- (3) FICCIやCIIとは、産業的課題や著作権侵害につき、定期的に意見交換を行っています。
- (4) 警察、政府及び企業で共通の委員会を設立する予定です。
- (5) 地方警察とも連携していますが、今後は、各国の警察機構との連携も必要であり、特にインターネット著作権関連犯罪に対しては、諸外国の警察機関との連携を模索しています。

**Q 31** 税関における模倣品輸入防止について教えてください。

**A 31** 「税関は1962年の関税法第11条(2)(n)の規定に基づき、特許権・商標権・

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

著作権により侵害品の輸入を禁止することができる。しかし、現状では侵害品の輸入差止は商標権または著作権に基づいて行っている。現在、特許権・意匠権でも可能となるように統一的なルールの作成を検討している。

また、権利者が事前に知的財産権を税関に登録する制度はない。しかし、現在インドでは、WCO（世界税関機構）に準拠して税関登録制度のフレームワークの作業段階にあり、早期の完成を目指している。施行されれば、1ヶ所の登録により全国（43港と10空港）にその登録データが送られるようになる」との回答を税関から得ています。

**Q 32** 商標権を侵害する貨物がインドに輸入された場合の、税関での対応について教えてください。

**A 32** 1999年商標法第140条〔虚偽商標を付した輸入商品に関する情報を要求する権限〕において、以下のことが規定されています。

- (1) 権利者又は使用権者が、輸入禁止すべき旨を関税徴収官に対して書面により通知ができること
- (2) 税関長は申告に基づき、その商品の輸入者等に対して、その商品に関する書類提出命令その他出荷人、受取人の名称等に関する情報を提出命令ができること
- (3) 輸入者等は14日以内に、前項の命令に従わなければならない、従わない場合は500ルピー以下の罰金に処すること
- (4) 税関長が入手した情報に関しては、申告を行った商標権者等に通知することができること

このように、全てが裁量行為となっていて、侵害品の廃棄を含めて具体的な手続きに関しては運用が定まっていません。税関からは廃棄権限についてはWCOのルールに基づき検討中と

の回答を得ています。

**Q 33** インド税関の取締り実績データの公開について教えてください。

**A 33** 今までデータが公開されたことはありませんが、税関から「今後公開を検討したい」との回答を得ています。

**Q 34** インドにおける模倣品侵害訴訟の損害額の立証方法について教えてください。

**A 34** デリー高等裁判所から「インドは広い国なので、そもそも侵害品を発見すること自体が困難な状況である。また、損害額の立証の具体的方法に関しても特段決まった方法があるわけではない。過去の例として、損害の立証がなくても、コモンロー上の救済措置として裁判所が損害額を認定した事例が20~30件ある」との回答を得ています。（参考事例としてマイクロソフト事件判決（MANU/DE/3700/2006））

### 3. 表示物の保護

**Q 35** 外国著名商標の冒用登録について教えてください。

**A 35** インド法律事務所から得られた回答は以下のとおりです。

「インドでは、インド国外のみで周知の商標を他人が登録することはできない法制度となっているが、実際の運用は難しく、そのような商標が登録されているのが実情である。したがって、日本では知られているが、インドでは知られていない場合、インドでは事実上、登録が可能です。

日本企業は過去にあまりインドで商標登録出願を行ってこなかったこともあり、その当時に冒用登録されたものが存在します。最近、インドに進出する企業が増加してきたことから商標の冒用の問題が顕在化し、特に外国企業からの

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

冒用商標登録に対する無効審判事件が増加しています。

冒用登録商標に対しては、「外国でwell-known」という理由で、登録異議申立、無効審判を申請することができます（商標法11条）。なお、除斥期間は、登録から5年です。

**Q 36** 未登録商標を用いた詐称通用（パッシングオフ）による販売行為の取締りについて教えてください。

**A 36** インド法律事務所から「インドでは、コモンローに基づくパッシングオフの取締りは可能です。未登録商標でも、インド国内で著名と認識できる（boarder reputationを獲得している）ならば、警察は、侵害品に関し、独自で行政処分（administrative enforcement action）を行うことが可能で、その場合においても、取締りの申告は必要である。

しかし、警察は、法的に許容されていても、そのようなactionを開始することを嫌がる傾向にある。特に未登録商標に関しては、警察は、裁判所の命令ordersでのみ行動する。権利者が裁判を提起し、裁判所がpassing offであると判決し（find）、警察に命令（order）する。

なお、裁判所においてコモンローによる判決には時間がかかるため、別途著名商標や著名な形態を保護するための法制度の立法化が検討されている」との回答を得ています。

#### 4. 営業秘密の保護

**Q 37** インド企業における営業秘密の漏洩対策について教えてください。

**A 37** 商工会議所連盟から得られた回答は以下のとおりです。

「インドでは、営業秘密を知り得ている雇用者が退職後、営業秘密を使用又は漏洩することに関して、雇用主を保護する法律はありません。従って、入社及び退職の際に、秘密保持契約を

結ぶのが一般的で、退職時に雇用主と雇用者との間で秘密保持契約を締結し他社に漏洩しないとの積極的合意があればコモンロー上の保護を受けることが可能であり、雇用主は、直接的若しくは間接的に民事或いは刑事裁判所に訴えることができます。」

**Q 38** 社員退職の際の秘密保持契約において、競業避止条項を入れることの可否について教えてください。

**A 38** 商工会議所連盟での話によると、加盟企業では、一般的に社員退職時の秘密保持契約には必要に応じて競業避止条項を入れているようです。但し、永久的な競業避止義務は許容されるものではなく、「退職後6ヵ月以内に競合他社に転職してはいけない」という内容であれば、その期間の給料補償を条件として許容される傾向にあるようです。

#### 5. おわりに

本年1月のアジア戦略プロジェクトのインドネシア・インド訪問団にフェアトレード委員会から委員長他2名が参加する機会を得、非常に多くの有益な情報を得ることができました。ここにアジア戦略プロジェクトの訪問団メンバー各位、事務局及び訪問先でご協力いただきました方々に感謝及びお礼申し上げます。

本稿の作成に当たっては、今回のインドネシア・インド訪問団の議事録、日本貿易振興機構が発行する「インド模倣対策マニュアル」及びインド法律事務所からの意見及び質疑に対する回答を参考にいたしました。

近年、インドは、知的財産法の分野においても、法制度は漸次整備されつつありますが、それを運用する制度や、体制含めた運用実態の面で問題が内在していることが今回の訪問で明らかとなりました。

今後ますます発展し、注目を集める国である

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ことから、当委員会では、今後も継続して法  
律面のみならず運用含めた実態面の調査・研究  
を行っていくことを予定しております。

(原稿受領日 2007年5月8日)

